

## 平成30年度児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付募集要項

### 1. 制度の目的

この制度は、児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方のうち、住居費や生活費など安定した経済基盤の確保が困難な状況にある方に対して貸付けを行うとともに、児童養護施設等に入所中の方又は里親等に委託中の方のうち、就職に必要な資格を取得するための費用の貸付けを行うことで、円滑な自立を支援することを目的としています。なお、一定の条件を満たすことで貸付金の返還は免除されます。

### 2. 貸付けの対象者

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) <b>生活支援費</b>   | 児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方のうち、保護者からの経済的支援が見込まれない方であり、大学等に進学する方若しくは在学している方     |
| (2) <b>家賃支援費</b>   | 児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方のうち、保護者からの経済的支援が見込まれない方であり、大学等に在学する方若しくは就職している方     |
| (3) <b>資格取得支援費</b> | 児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方で、就職に必要な資格の取得を希望する方（施設等の退所又は里親等の委託を解除されて、4年以内の大学等の在学者を含む。） |

### 3. 募集期間

隨時募集です。

（この貸付制度は平成31年3月31日までの適用となります。）

### 4. 貸付額と利子

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 生活支援費   | 月額 50,000 円以内                      |
| (2) 家賃支援費   | 居住地域における生活保護法上の住宅扶助基準額のうち、単身世帯の額以内 |
| (3) 資格取得支援費 | 250,000 円以内                        |
- ※資格取得等特別加算費及び資格取得のための公的援助費を除く額
- (4) 利子は、無利子です。
- (5) 連帯保証人は、原則として必要です。

## 5. 申請の手続方法

貸付けを申請する方は、次の書類を下記の「8. 問合せ先・申請先」に提出してください。

- (1) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等
- (3) 在学証明書（合格通知書）
- (4) 就労証明書（採用通知書又は労働条件通知書等）＜家賃支援費、資格取得支援費の申請の場合＞
- (5) 取得する資格の内容及び金額がわかる書類＜資格取得支援費の申請の場合＞
- (6) 申請者の住民票抄本（本籍・続柄が省略のもの）
- (7) 連帯保証人の住民票抄本（本籍・続柄が省略のもの）
- (8) 連帯保証人の課税証明書
- (9) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付における個人情報の取扱いについて（同意書）

## 6. 貸付けの決定

申請書類を審査し貸付決定後、申請者に通知します。

※予算の範囲内での貸付決定となりますので、審査等により、不承認となる場合があります。

## 7. 貸付金の交付

借用証書を提出していただいた後、指定口座に振り込みます。

## 8. 問合せ先・申請先

この制度に関しての問合せ先、申請先は次のとおりです。

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当者

TEL 019-637-9611 平日9時～17時

## 9. その他

詳しくは、岩手県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

URL <http://www.iwate-shakyo.or.jp/docs/2016122100045/>